暴力が壊す社会、生み出す絆

第 I 部

# 第1部 暴力が壊す社会、生み出す絆

# 法と買収と脅迫

# インドネシア・タンジュンプリオク事件特別人権法廷

### 今村祥子

# Ⅰ 市民社会は生まれたのか

インドネシアで長期にわたり独裁体制を築いてきたスハルト体制が一九九八年に崩壊し、「民主化」が実現してから一六年の年月が経過した。インドネシアに「市民社会」は生まれているだろうか。市民社会の定義は多様であろうが、国家権力と対峙しうる自律性の高い市民の存在、およが、国家権力と対峙しうる自律性の高い市民の存在、およが、国家権力と対峙しうる自律性の高い市民の存在、およが、国家権力と対峙した。

た国軍による人権侵害事件「タンジュンプリオク事件」を本稿は、この問いに答えるべく、スハルト体制期に起き

取り上げ、民主化後にこの事件の真相究明と責任追及を目取り上げ、民主化後にこの事件の真相究明と責任追及を目取った裁判であったが、結論から言えば、人権法廷がもち取った裁判であったが、結論から言えば、人権法廷がもたらした結果は被害者にとって惨敗そのものであった。裁判への失望は、被害者を中心とする社会勢力の連帯をも崩撃させた。なぜこのような結果とならざるをえなかったのか。民主化後のインドネシアにおける市民社会の一断面として、タンジュンプリオク事件特別人権法廷の推移を明らかにしていきたい。

### Ⅱ 事件の背景

別発砲事件である。た、ムスリム住民からなるデモ参加者への国軍による無差を、ジャカルタ北部の港湾地域タンジュンプリオクで起き夜、ジャカルタ北部の港湾地域タンジュンプリオク事件とは、一九八四年九月一二日深

ころ、 であった。すでに共産主義勢力の殲滅に成功していたスハ ものであったが、スハルト体制は、パンチャシラの「正し ていたパンチャシラ政策があった。パンチャシラとは、サ 動員力だったからである。 ルトが当時最も警戒していたのは、イスラム・シンボルの ラを唯一の原則とするよう義務づける法案である。実のと インドネシアのあらゆる政治社会団体に対してパンチャシ つくることを目指した。その流れのなかで編まれたのが、 てきたものである。五原則自体は抽象的で曖昧模糊とした おいて独立以来、 ンスクリット語で「五本の柱」を意味し、 事件の背景には、当時スハルト大統領が強力に推し進め 国家に忠実な国民からなる秩序正しいインドネシアを 解釈を制定し、徹底した学校教育や公務員教育を通じ この法案が最大の標的としていたのはイスラム勢力 国家の基礎を成す五原則と位置づけられ イスラムが人口の九割近くを占 インドネシアに

者にとって大きな脅威となりえた。 \*\*2 めるインドネシアにおいて、イスラムの政治的動員は権力

イスラム勢力は、パンチャシラ唯一原則化の裏にあるスイスラム勢力は、パンチャシラ唯一原則化を受け入れていった。そのなかで、最後まで声鳴がな懐柔工作と脅迫により、イスラム政党である開発統・中一原則化を受け入れていった。そのなかで、最後まで声で一度前である、一覧がは、おいまでは、から、 イスラム教力は、パンチャシラ唯一原則化の裏にあるスイスラム教力は、パンチャシラ唯一原則化の裏にあるスイスラム教力は、パンチャシラ唯一原則化の裏にあるスイスラム教力は、パンチャシラ唯一原則化の裏にあるスイスラム教力は、パンチャシラ唯一原則化の裏にあるスイスラム教力は、パンチャシラ唯一原則化の裏にあるスイスラム教力は、パンチャシラ唯一原則化の裏にあるスイスラム教力は、パンチャシラ唯一原則化の裏にあるスイスラム教力は、パンチャシラ唯一原則化の裏にあるスイスラム教力は、パンチャシラ唯一原則化の裏にあるスイスティンショーに関化の裏にあるスイスラム教力は、パンチャシラ唯一原則化の裏にあるスイスティンを表示していましています。

# Ⅲ タンジュンプリオク事件の勃発

のバイクに放火する事態となった。この放火により、四人のバイクに放火する事態となった。この放火により、四人とすいは付近住民の激しい反発を買い、住民の一部が兵士と、大江の、にブーツのまま上がり、説教集会の告知などラム礼拝所)にブーツのまま上がり、説教集会の告知などラム礼拝所)にブーツのまま上がり、説教集会の告知などラム礼拝所)にブーツのまま上がり、説教集会の告知などラム礼拝所)にブーツのまま上がり、説教集会の告のがけば、事件の四タンジュンプリオク事件の直接のきっかけは、事件の四タンジュンプリオク事件の直接のきっかけは、事件の四タンジュンプリオク事件の直接のきっかけは、事件の四

止められた。ここで、突然の発砲が始まったのである。 に、すでに隊列を組んで待機していた兵士たちに が開催された。四青年が依然として拘束されたままであったため、説教師たちの語る内容は自然と釈放要求に及ん だ。興奮した聴衆は、地元の有力企業家アミル・ビキの掛 だ。興奮した聴衆は、地元の有力企業家アミル・ビキの掛 だ。興奮した聴衆は、地元の有力企業家アミル・ビキの掛 だ。興奮した聴衆は、地元の有力企業家アミル・ビキの掛 が開催された。四青年が依然として拘束されたままであっ が開催された。ここで、突然の発砲が始まったのである。

事件の経緯について、事件翌日にムルダニ国軍司令官が を武みたが功を奏さなかったため、威嚇射撃を行ったが、 を試みたが功を奏さなかったため、威嚇射撃を行ったが、 を試みたが功を奏さなかったため、威嚇射撃を行ったが、 群衆は鎌を振りかざして襲い掛かり、警察官の銃を奪おう とした。そこで、やむをえず彼らに向けて発砲した結果、 九人の死者(その後、一八人に訂正される)と五三人の負 傷者が出た(Kompas 1984. 9. 14)。

向かって行進していく途中、北ジャカルタ警察署前にさし証言は大きく異なる。彼らが北ジャカルタ小分区司令部へこれに対し、現場にいた被害者たちが民主化後に行った

11)。 11)。

大部分がその後どこへ消えたのかは不明であった。 (D & R 1998. 7. 27)。だが、これほどまでに多くの遺体の ラックの荷台には五層ほども遺体が積み重ねられていた ロト陸軍病院に運ばれたところで初めて助けを求めた。\*\*\* の遺体とともにトラックに積み上げられ、ガトット・スブ 集車まで現場に動員されていたという。ユスロン氏はほか現場の無数の遺体を片付けるため、北ジャカルタのゴミ収 発砲後に現場に到着した軍のトラックは、路上に横たわる 生存者がかなりいたが、兵士たちが一人一人の体を踏みつ 差別発砲がやんだ直後、路上に倒れている人々のなかには 人々の生死に構わず、彼らを踏みつけて走行していった。 けて回り、 て死んだふりをし、辛うじて生き延びた。 ユスロン氏はデモに参加して銃撃されたが、死体に埋もれ 事件当時二一歳であったユスロン氏の証言は生々し 生存者を発見すればただちに銃殺した。無差別 彼によると、

とを示唆する証言は、スハルト体制崩壊後になって元国軍事件の実態が政府の公式説明と大きくかけ離れていたこ

「アミル・ビキが群衆を率いてモスクを出発した」との報 繰り返された。最後に、タンジュンプリオクの現場から 現場に伝えられた。さらにその約一時間後にも同じ指示が 民からの四青年釈放要求に対し、「無視せよ」との指示が 三回に及んだ。第一に、二二時頃、タンジュンプリオク住 部始終を偶然耳にした海軍退役少佐ラスマナ・イブラヒム 関係者からも出てきた。事件発生時、タンジュンプリオク で制圧せよ」と命じた。さらにその後、現場からの無線で 告が入ると、ジャカルタ軍管区司令部は、「ただちに実弾 うに証言した。事件当夜、「国軍司令官の命令にもとづ 司令部は、「現場の清掃のため、 死者と負傷者が数百人に及ぶことが伝えられると、 く」とされるジャカルタ軍管区司令部から現場への指示は は、二○○○年五月に国家人権委員会の調査に対し次のよ の現場とジャカルタ軍管区司令部との無線のやりとり 消防車を出動させよ」と命じた。 軍および民間のト 軍管区 ・ラッ

どの理由で逮捕され、拘束中は苛烈な拷問を受けた。最終た被害者たちは、「治安を乱した」、「兵士に抵抗した」なの情報さえ得られなかった。銃撃で負傷し、病院に運ばれた。事件後、多くの者が行方不明となったが、家族は生死は、政府の公式説明と矛盾する事実は完全に封じ込められた。事件後、多くの者が行方不明となったが、家族は生死は、政府の公式説明と矛盾する事実は完全に封じ込められた。

逮捕者は事牛の直接の被害者にとどまらなかった。事件証拠となり、二年から三年程度の禁固刑を言い渡された。れ、彼ら自身には見覚えのない鎌などの武器が「抵抗」の的に、逮捕された被害者の一部についてのみ裁判が行わ

され、それぞれに禁固一九年と一八年の判決が下った。 あ五日後、当時一貫して政府に批判的な言動を続けていたの五日後、当時一貫して政府に批判的な言動を続けていた 有力退役軍人などからなる「五○人請願グループ」が、独 自に入手した情報をもとに事件の「白書」を作成し、真相 に入手した情報をもとに事件の「白書」を作成し、真相 が、「白書」の作成に関与したダルソノ退役中将とイス りか、「白書」の作成に関与したダルソノ退役中将とイス りか、「白書」の作成に関与したがリソノ退役中将とイス りか、「白書」の作成に関与したがリソノ退役中将とイス りか、「白書」の作成に関与したがリソノ退役中将とイス りか、「白書」の作成に関与したがリソノ退役中将とイス りか、「白書」の作成に関与したがリソノ退役中将とイス りか、「白書」の作成に関与したがリソノ退役中将とイス

は、スハルト体制の崩壊まで葬り去られることとなった。は、スハルト体制の崩壊まで葬り去られることとなったからである。被害者やその家族は、いつ誰に密告さなったからである。被害者やその家族は、いつ誰に密告さなったからである。被害者やその家族は、いつ誰に密告さいう地域自体が、政府に反逆した土地として差別の対象という地域自体が、政府に反逆した土地として差別の対象という地域自体が、政府に反逆した土地として差別の対象という地域自体が、政府に反逆した土地という。

### IV ス */*\ jν ト体制崩壊と真相究明への期待

052

氏は、スハ た。事件について公に「語る」ことが可能となっただけで えた巨大な政治変動は、事件の被害者の状況を大きく変え 続けていたことが現実に起こった」と述懐する。予想を超 れたのである。 なく、被害者同士が公然と団結し行動する機会がもたらさ タンジュンプリオク事件で父親を失ったワンマイェティ

ニやジャカルタ軍管区司令官であったトリ・ストリスノら 委員会、国会、国防省などに真相究明を要求するデモを行 にとって格好の主張の場となった。それゆえ、事件の直接 もとに捉え、イスラム勢力の名誉回復と事件に関与した者 事件を「スハルト体制」対「イスラム勢力」という構図の るに至った(Kompas 1998. 6. 20; 1998. 7. 11; 1998. 9. 2)。 を名指しにして、裁判で彼らの責任を明らかにせよと訴え い、遂には事件当時に国軍司令官であったベニー・ムルダ の被害者だけでなくさまざまなイスラム団体が、国家人権 の責任追及を要求するもので、イスラムを旗印とする団体 真相究明を要求する運動が始動した。これらの運動は、 スハルト体制崩壊の直後から、タンジュンプリオク事件

> 事件をめぐる言論の自由が大きく拡大したことを象徴して かったが、彼らは事件から一四年後に初めて公の場で集 五人に上った。当然、集結したのは被害者の一部でしかなの「九月一二日基金」に登録した被害者とその家族は一一 基金」が出したものであることが分かった。最終的に、こ ル・ビキ氏の未亡人らが結成した被害者団体「九月一二日 殺害されたアミル・ビキ氏の自宅であり、新聞広告はアミ 害者たちが指定された住所を尋ねていくと、そこは事件で 対して集結を呼びかける広告が載せられた。 い、互いの経験や情報を共有するに至ったのである。 八月頃、新聞に、タンジュンプリオク事件の被害者たちに なかった被害者たちは、徐々に表に出始めた。一九九八年 いた。このような空気の中、 退役将軍たちを裁けとの要求が公然と行われたことは、 かつて密室でしか事件を語れ 広告を見た被

とを繰り返し味わわせるものとなった。 る。ここから裁判に至る道程は、被害者に期待と深い失望 の再調査と裁判への動きはごく緩慢にではあるが進み始め 被害者やイスラム団体による度重なる要求を受け、 事件

は国家人権委員会であった。民主化後に新たに作られた法 の成果を検察に提出する権限が与えられていた(「基本的 人権に関する法律一九九九年第三九号」、「人権法廷に関する 事件解明の核心的役割を果たす機関として期待されたの 同委員会には、 人権侵害事件の捜査を行い そ

認める声明を出すとともに、政府に対し、事件の真相解明 や責任の究明を提言した。ともかくも、 翌年三月、同事件において確かに人権侵害が起きたことを 権委員会はタンジュンプリオク事件の予備調査に着手し、 特別政令一九九九年第一号」)。一九九八年一〇月、国家人 り一貫してきた政府見解を根本的に覆すものであった。 おける人権侵害の存在を認めたことは、スハルト体制期よ 公的機関が事件に

図的かつ計画的な大量虐殺が行われた証拠は発見されな の主張を容れる形で二四人と結論づけた。ジョコ・スギア同等に批判した。さらに事件の犠牲者数について、国軍側 末にKP3Tが発表した報告書は、果たして被害者を大き 的調査を行う「タンジュンプリオク事件人権侵害調査委員 衆が抵抗したためにやむを得ず行われたものであって、意 会見で、タンジュンプリオク事件における国軍の発砲は群 デモに参加した群衆もまた破壊行為や放火を行ったとし、 軍の市民に対する人権侵害が起きたことは認めたもの からその中立性において疑わしい点が数多く見られ、しば 会(KP3T)」が設置された。しかし、KP3Tは当初 ントKP3T委員長は、報告書を国会に提出した後の記者 く失望させる内容であった。報告書は、同事件において国 しば幻滅した被害者たちの怒りを買った。三ヶ月の調査の 二〇〇〇年二月、国家人権委員会のもとに、事件の本格 ったと述べた (Kompas 2000. 6. 17)。 0

> だった。 た。 だったベニー・ムルダニら高官の名も挙がってい 管区司令官であったトリ・ストリスノ、および国軍司令官 ベルで事件に対処した兵士たちだけでなく、ジャカルタ軍 責任を問われるべき国軍関係者の氏名を具体的に明らかに ついて掘り起こしを実施したことである。第二に、事件の が行おうとしなかった犠牲者の埋葬地の少なくとも一部に んだ調査を行った。特に重要な成果は、第一に、KP3T チームは、前任者であるKP3Tと比べれば、より踏み込 会は新たな人員からなる再調査チームを任命した。再調査 となった (ELSAM 2003a: 3)。これを受けて国家人権委員 と認めたため、報告書はいったんKP3Tに戻されること らに検察もKP3Tの報告書はいまだに不十分な点がある したことである。特に注目されたのは、事件当時、 ム団体から激しい抗議が起こり(Kompas 2000. 6. 21)、 この報告および会見内容には、必然的に被害者やイスラ たこと 現場レ

つづけていた事件の実態と責任の所在がようやく明らかに を終えることが義務づけられていた。被害者が解明を求め を設置した。法律の規定により、捜査チームは報告書を受 察庁に提出された。検察は一一月一三日に特別捜査チー なる可能性が見え始めた。 再調査チームによる成果報告書は二〇〇〇年一〇月、 ってから九○日以内(六○日までの延長可能)に捜査 L

### V「和解」攻勢

入下リスノである。

「本語」の言葉を結ぶことで裁判を阻止しようと画策を始めた。その動きの中心となったのは、事件当時のジャカルタ解」の合意を結ぶことで裁判を阻止しようと画策を始めとして糾弾される恐れのある国軍関係者は、被害者と「和として糾弾される恐れのある国軍関係者は、被害者と「和人権法廷の実施が次第に現実味を帯びてくると、加害者

054

えるものだった(KontraS 2008: 5)。 まるものだった(KontraS 2008: 5)。 えるものだった(KontraS 2008: 5)。

族の会(Ikapri)」を立ち上げた。 離れ、独自に「タンジュンプリオク事件の被害者および家うになった。他方で、和解を拒否する被害者は、同基金を分、事件に関与した国軍関係者からの援助を受け取るよなり、事件に関与した国軍関係者からの援助を受け取るよこの和解において被害者側を代表した「九月一二日基

(Kompas 2001. 3. 16)。 (Kompas 2001. 3. 16)。

た。同時期に、スハルトの三男トミーも、「九月一二日基他方、被害者に接近したのは国軍関係者だけではなかっ

出すなということであった。の事件で裁判が行われることになってもスハルトの名前を億ルピアの小切手を渡した。トミーの要求はただ一点、こ金」のメンバーをチェンダナ通りのスハルト邸に招き、四金」のメンバーをチェンダナ通りのスハルト邸に招き、四

トリ・ストリスノを中心とする国軍関係者が和解とその 宣伝に奔走していたころ、国会では、人権法廷を設置する か否かの最終判断が下される段階に入っていた。この国会 が、スハルト体制期のように容易に操られる組織ではなく なっていることは明らかだった。民主化後初めての総選挙 なっていることは明らかだった。民主化後初めての総選挙 なっていた。加えて決定的だったのは、新たに国会副議 議席を獲得しており、被害者たちはこれらの政党の議員に 接触していた。加えて決定的だったのは、新たに国会副議 長の座についていたのが、かつてスハルト体制下でタン ジュンプリオク事件の真相究明を要求する「白書」の作成 にかかわったことにより、一八年の禁固刑を受けたA・ にかかわったことにより、一八年の禁固刑を受けたA・ にかかわったことにより、一八年の禁固刑を受けたA・

かかわらず、国会が裁判実施の方針を貫く形となった。 の設置を決定し、三月二一日に国会本会議によって承認さの設置を決定し、三月二一日に国会本会議によって承認さの設置を決定し、三月二一日に国会本会議によって承認さの設置を決定し、三月二一日に国会第二委員会が人権法廷の設置を決定し、三月二一日に国会第二委員会が人権法廷

## Ⅵ 人権法廷──脅迫と買収

遅れたからであった。 ○三年九月である。上記の大統領決定から二年半近くの時 ○三年九月である。上記の大統領決定から二年半近くの時 ようやく実施が決まった裁判が実際に開廷したのは二○

おり、 隊のストリスノ・マスチュン曹長とその一○人の部下たち タ軍分区のR・A・ブタル・ブタル中佐とスリヤント大 憲兵隊長だったプラノウォ大佐であり、続いて北ジャカル 当時の位階が最も高かったのは、ジャカルタ軍管区司令部 士らを中心とする一四人のみであった。被告のうち、事件の被告としたのは、事件発生時に現場レベルで対処した兵 た。だが、検察が長い期間をかけた末に最終的に人権法廷 のトリ・ストリスノの責任をも問うべきと結論づけてい トップであるベニー・ムルダニとジャカルタ軍管区トップ われるべき被告となるのは誰かであった。 望を味わうことになった。最大の問題は、 つれ、和解を拒否して闘ってきた被害者たちは再び深い失 だが、 さらに、最末端に位置するタンジュンプリオク砲兵部 国家人権委員会の再調査チームは、事件当時の国軍 待望された人権法廷の現実の姿が明らかになるに 事件の責任を問 すでに述べたと

の裁判と、四つに分けて開かれることとなった。ル・ブタル裁判、スリヤント裁判、ストリスノとその部下であった。具体的な人権法廷は、プラノウォ裁判、ブタ

護衛するかのように囲んで座った。 護衛するかのように囲んで座った。

は、その理由について一様に、「検察に証言した時点では まつなかには鎌を持って丸腰の兵士を追い回している者も 者のなかには鎌を持って丸腰の兵士を追い回している者も 者のなかには鎌を持って丸腰の兵士を追い回している者も たのである。また、陸軍分区司令部や刑務所などで拷問や たのである。また、陸軍分区司令部や刑務所などで拷問や たのである。また、陸軍分区司令部や刑務所などで拷問や たのである。また、陸軍分区司令部や刑務所などで拷問や たのである。また、陸軍分区司令部と追い回している者も など、証言を国軍側の主張に沿ったものへと変え たのである。また、陸軍分区司令部と追い回している者も など、被告に有利な証 を変え など、被告に有利な証 を変え など、被告に有利な証 と変え

他方で、和解を拒否し、証言を変えずに法廷で闘おうとの証言が真実だ」と述べた。実のところ、彼らは法廷に入の証言が真実だ」と述べた。実のところ、彼らは法廷に入の証言が真実だ」と述べた。実のところ、彼らは法廷に入まだ国軍を恨んでいたのでわざと嘘をついた。この法廷で

他方で、和解を拒否し、証言を変えずに法廷で闘おうとであれたのである。

さらに法廷において、被告およびその背後にいる国軍は、ろよ」と脅しをかけることもあった(KontraS 作成年不明:7)のような証言をするつもりかを尋ねたうえで、「気をつけのような証言をするのもりかを尋ねたうえで、「気をつけを撮られた。何者かが自宅に電話をかけてきて、法廷でどをよらな証言をするのもりかを尋ねたうえで、「気をつけるような証言をものは、という風を装って、写真を撮られた。被害者や被害者に対する脅迫もまた絶え間なく続いた。被害者や

あって被告に不利な証言をすることは、何者にも保護され 裁判官たちは一切抗議を行うことはなかった。この法廷に 傍聴希望者に身分証提示を要求し、入場者を制限した 席を占め (ELSAM 2003b: 3)、法廷の入り口では兵士らが リ・チャニアゴ中将ら高官が傍聴に訪れたほか、コパスス 彼はコパススの制服に身を固め、司令官の指揮杖を備えた 権力のシンボルを見せつけることにより、無言のうちに法 に加わり野次を飛ばした。に、揃いのTシャツを着た和解組の被害者までもが、 (KontraS 2008: 17)。このような国軍側の振る舞いに対し、 姿で出廷した。スリヤント裁判の第一回公判には、諜報トッ 廷を支配しようとした。たとえばスリヤント被告は、裁判 に拳を突き上げ、「うそだ!うそだ!」と合唱した。 加えて、証人が被告に不利な証言を行うと、兵士らは一斉 だけですでに証人に多大な圧力をかける効果をもったが、 プのシャフリ・サムスディン少将と国軍参謀総長ジャマ 制服を着た現役兵士たちが傍聴席を埋める光景は、それ バス数台で乗りつけた現役兵士らが銃を携えた姿で傍聴 一個人が国軍そのものと対峙するかのようであった。 陸軍特殊部隊(コパスス)司令官の地位にあったが、 さら

者たちはまるでサッカーのサポーターのようでした。彼ら人は次のように語る。「裁判が開かれるたび、被告の支援制服姿の兵士たちが傍聴席を占拠する様を、被害者の一

を感じながら」(KontraS 2008. 18)。 を感じながら」(KontraS 2008. 18)。

和解を拒む被害者たちにとって、さらなる打撃となったのは、被害者のなかでも特に重要な証言者であったユスロン氏が、裁判の途中で事実上証言を撤回したことである。これが、裁判の途中で事実上証言を撤回したことである。たり負傷したものの、死んだふりをして他の被害者の遺体とともにトラックの荷台に載せられ、病院に搬送された体とともにトラックの荷台に載せられ、病院に搬送された体とともにトラックの荷台に載せられ、病院に搬送された体とともにトラックの荷台に載せられ、病院に搬送された体とともにトラックの荷台に載せられ、病院に搬送された体とともにトラックの荷台に載せられ、病院に搬送された体とともに入りである。

た。証言の撤回や和解の成立を単なる刑の減軽事由の一つと認めるか否かにつき、第一審の判断は法廷ごとに分かれ、スロン氏をはじめとする被害者たちの証言撤回を正当

た。他方、残るスリヤント被告とプラノウォ被告は無罪とた。他方、残るスリヤント被告とプラノウォ被告は無罪となり、強回に対する判断の違いを反映して、撤回が正当と認められた裁判においては被告は無罪となり、撤回を認めない、もしくは部分的にしか考慮しないと判断された裁判の被告は有罪となった。すなわち、有罪判決を受けたのは、ストリスノ・マスチュン被告(禁固三年)、および彼の部下一〇名(いずれも禁固二年)、およびブタル・ブタル被下一〇名(いずれも禁固二年)、およびブタル・ブタル被下一〇名(いずれも禁固二年)、およびブタル・ブタル被下一〇名(いずれも禁固二年)、およびブタル・ブタル被告は無罪となり、撤回を認めない、もしくは部分的にしか考慮しないと判断を記述といる損害賠償も命じられたが、明確な金額は示されなかっる損害賠償も命じられたが、明確な金額は示されなかっる損害賠償も命じられたが、明確な金額は示されなかった。他方、残るスリヤント被告とプラノウォ被告は無罪と

一部の被告に有罪判決が出たとはいえ、その量刑の軽さ は、和解を拒み一貫した証言によって闘い続けた被害者を は、和解を拒み一貫した証言によって闘い続けた被害者を は、和解を拒み一貫した証言によって闘い続けた被害者を に傍聴席を占めていた和解組の被害者たちは、無罪判決が に傍聴席を占めていた和解組の被害者たちは、無罪判決が に傍聴席を占めていた和解組の被害者たちは、無罪判決が に傍聴席を占めていた和解組の被害者とれた。裁判のたび 定がなされると笑顔で被告の軍人と握手を交わした。裁判 を経て、和解した被害者と和解を拒んだ被害者の間には、 埋めがたい断絶が生まれていた。

裁判で闘い続けた被害者たちは和解組を裏切者と見なし、うこととなる。彼らは、被告に有利な証言をすれば自分たうこととなる。彼らは、被告に有利な証言をすれば自分たちのための資金が「無限に用意されているかのような」誤ちのための資金が「無限に用意されているかのような」誤ちのため、現時点でなお続行中である。和解組の被害者のなかなり、現時点でなお続行中である。和解組の被害者のなかなり、現時点でなお続行中である。和解組の被害者のなかなり、現時点でなお続行中である。和解組の被害者のなかなり、現時点でなお続行中である。和解組の被害者のなかなり、現時点でなお続行中である。和解組の被害者のなかなり、現時点でなお続行中である。和解組を裏切者と見なし、おれた損害賠償請求に加わりたい、改めて裁判を疑うとととなる。

──被害者不在の記念集会 ひまかん ひすびにかえて

主化によって団結を得た被害者たちの再度の分断であった。ものは、正義の実現手段としての裁判制度への失望と、民この申し出を拒絶しつづけている。人権法廷がもたらした

事件発生から二九周年の記念集会が行われた。この集会別発砲の現場となった北ジャカルタ警察署前の高架下で、二〇一三年九月一二日、タンジュンプリオク事件の無差

KontraSに断りなく作ったものである。 KontraSに断りなく作ったものである。 に民主化以降、毎年九月一二日に行われてきたものである。 近年は、和解を拒否した被害者の会である Ikapri が 主催してきた。だが、二〇一三年の集会主宰者は Ikapri を 要れ幕は、アミル・ビキの実弟ベニー・ビキが、Ikapri を 垂れ幕は、アミル・ビキの実弟ベニー・ビキが、Ikapri が を重れ幕は、アミル・ビキの実弟ベニー・ビキが、Ikapri が を表表の会(略称 PAKU KOTA '84)」であった。この を表表に、アミル・ビキの実弟ベニー・ビキが、Ikapri が を表表に、アミル・ビキの実弟である。

は最終的に六○人から七○人ほどになったが、事件の被害者はわずか二人であった。一人は、裁判の際に母親の手術者はわずか二人であった。一人は、裁判の際に母親の手術を入りヤント被告から受け取り、証言を撤回したユスロン氏である。彼は、手術費用を援助してくれなかった人権団体 KontraS を恨み、現在はベニー・ビキと行動をともにしている。集会に参加したもう一人の被害者は、事件で父親が行方不明となったまま現在に至る女性、ワンマイエティ氏である。彼女は和解を拒み、一貫して闘いを続けてきた。

イトの情報によれば二○○○年一○月に設立された。実際いう「大衆団体」のメンバーであった。LMPは、公式サ「ラスカル・メラ・プティ(紅白民兵団、以下LMP)」と被害者がほぼ不在の集会において大多数を占めたのは、

と見なされている。 
しば暴力的な事件を起こすゴロツキ集団である。金銭で雇しば暴力的な事件を起こすゴロツキ集団である。金銭で雇のところ、マスメディアの報道に登場するLMPは、しば

集会に参加し始めたのは二〇一二年のことである。 集会に参加し始めたのは二〇一二年のことである。 集会に参加し始めたのは二〇一二年のことである。

場しつつあるということである。 LMPがなぜ、何を狙ってタンジュンプリオク事件の被害者にちが和解を受け入れた「九月一二日基金」と和解を拒んだ「Ikapri」とに分裂し、団結した行動がもはや不を拒んだ「Ikapri」とに分裂し、団結した行動がもはや不を拒んだ「Ikapri」とに分裂し、団結した行動がもはや不を拒んだ「Ikapri」とに分裂し、団結した行動がもはや不を拒んだ「Ikapri」とに分裂し、団結した行動がもはや不を拒んだ「Ikapri」とに分裂し、対象を引き、とが表している。

後に大声で、「被害者よ!」と呼びかけると、 ざまな暴力事件の被害者が集会で合言葉のように使ってい シャツを着たLMPメンバーたちが、「闘え!」と叫び返 ジュンプリオク事件被害者の救済を訴える演説をぶち、 してベニー・ビキ氏が壇上に上がった。ベニー氏がタ マイェティ氏は彼らの掛け声を離れたところから見てい する「本物の」被害者はユスロン氏ただ一人だった。 る掛け声である。 集会の中盤、主催組織「PAKU KOTA '84」の代表者と 会の終了を待たずに帰っていった。 宙に拳を突き上げた。これは、スハルト体制下のさま だがこの集会においては、掛け声に参加 揃い の T ワン

民主化が生み出した「市民の発言の場」を、被害者の代わ 間をもたらした。しかし、ようやく集結を果たした一〇〇 態になったのか。 た現在、事件の記念集会にさえ居場所を失ってしまった。 人以上の被害者とその家族は、それから一五年余りが経っ 結を可能にした。 ッに埋めたのはごろつき集団であった。 民主化は、スハルト時代にはありえなかった被害者 そして、事件について公然と語りうる空 なぜこのような事 の団

を生み出した。トリ・ストリスノがいかに「和解」の成果 を大統領に直接宣伝したところで、国会は構わず人権法廷 の設置を決めた。これは民主化による大きな変化である。 たしかに民主化は、 スハルト時代とは性質の異なる国会

> の無罪 制御する力を持たなかった。裁判の結果は、すべての被告 は、法廷でこれみよがしに権力を見せつける国軍に対して 官はしばしば露骨に国軍を支持する態度をとり、 は独立を維持しているとは言いがたい状況にあった。 しかしながら、 放免であった。 人権法廷の実施における要となる司法機関 裁判官 検察

> > 060

のような恐怖感が存在する限り、 の独立を謳い、証人の保護を謳おうとも、国軍に対するこ 守る術をまったくといって持たなかった。法がいかに司法 恐怖と無力感であった。裁判所も、\*45 う、いわば法のコントロールの及ばない相手に対して抱く 悪事を暴こうとすれば、 拒んで闘おうとした被害者につきまとったのは、 護といった制度的な課題にとどまらない。第一に、 るがされる。 これらの問題の根は、裁判所の独立や被害者・証人 何をされるか分からない 外見上の制度は容易に揺 この恐怖から被害者を 「国軍の とい 和解を の保

単に放棄した。これが、 する状況にあった被害者の大部分は、この権利をいとも簡 を起こし闘う権利が認められても、生計の維持に日々苦闘 がわずかな金で被害者を買収することを可能にした。 の間に埋めがたい分断を生んだ。 第二に、被害者たちの経済的困窮は、被告ら国軍関係者 いったんは団結できた被害者たち 裁判

さらに、 人権法廷という新たな制度がつくられても、

判が結局のところ真実究明・責任追及の決め手とはなりえ ていった。司法制度による正義の保証が望めないところ この事件に対する関心を急速に失い、被害者のもとを離れ 的に支援するかに見えたイスラム政党やイスラム団体は、 えないことが明らかになると、民主化当初に被害者を積極 ないこと、換言すれば、裁判が圧力行使の切り札として使 りに困難である。 少数の市民が団結して公権力と闘い続けることはあま

迫と買収は、民主化後一時的にせよ連帯の兆しを見せたタ ンジュンプリオク事件の真相究明を求める運動を完全に分 法に縛られない権力への恐怖と経済格差とが、法制度の影 解させてしまった。 に隠れた隠微な権力行使の余地を生んだことが分かる。 タンジュンプリオク事件人権法廷の経緯を見るならば、

ざまな人権侵害事件の被害者たちが、裁判制度への失望に 害を自ら体験し、闘い続けようとする被害者は圧倒的少数 力が続いていることであろう。だが、公権力による人権侵 存続すること、そして、それを支えようとするNGO 未来へ向かおう」という空気を共有している。 もかかわらず、 それでもなお、 タンジュンプリオク事件のみならず、国家によるさま 市民の大多数は、「過去の暗い話にこだわるより 連帯して闘おうとする機運が細々とながら 民主化が生み出した希望があるとすれ 公権力と対 の努

> 時点ではきわめて難しい。 市民とが、絆を結ぶ共通の市民社会を作り出すことは、 決しようとする市民と、公権力の過ちを水に流そうとする

超えた根深い問題である。 か。それは、 市民が、この分裂を再び克服することはできるのだろう いかにして可能となるのか。制度改革の枠を

- 人道主義、三、インドネシアの統一、四、合議制と代議制1 五原則とは、一、唯一神への信仰、二、公正で文化的 に対する社会正義、である。 もとでの英知に導かれた民主主義、五、 全インドネシア人民 合議制と代議制の
- Asasi Manusia 2003: 32)°  $\dot{2}$ 大勢力として位置づけるようになった(Komisi Nasional Hak Kanan:極右)とセットで呼び、体制の安定を脅かしうる二 (Ekstrem Kiri:極左)、イスラム勢力をEKA (Ekstrem 一九七○年代半ば頃から政府は、共産主義者をEKⅠ
- **\*** ることは、敬虔なムスリムが多く、人々の生活においてイス 2002: 44-45)° ラムが重要な位置を占めているということである(Tapol ウェシ)などの出身者が多いが、これらの地域に共通してい なかでも、 人々が流れ込み、港の周辺に密集した集落をつくっている。 ドネシアの最大級の港である。そこには職を求めて多く タンジュンプリオクはジャカルタ北部に位置する、 バンテン、西ジャワ、マドゥラ、ブギス(スラ イン Ö

- し、彼らは「中庭までしか入っていない」と主張した(Tapol 後の裁判で、当の兵士たちが事実であると認めた。しか 兵士がムショラを訪れたとき終始土足のままだったこと
- KP3T/111/00)° ユスロン氏に対するKP3T調書 (Nomor: 001/BAP/
- されていた。このため、知人らによって病院に運ばれた被害者 その後、 区司令部と北ジャカルタ小分区のやりとりを偶然耳にした。 夕統合地域司令部の情報モニター室におり、ジャカルタ軍管 になった(Komisi Nasional Hak Asasi Manusia 2003: 20; 24)。 も、最終的にはガトット・スブロト陸軍病院に移送されること てガトット・スブロト陸軍病院に送るように」という指令が出 「銃撃による負傷者が運ばれて来たら、一切受け入れず、 この夜、ジャカルタ中の病院に対し、国軍司令官より、 事件当夜、ラスマナ・イブラヒム少佐はジョグジャカル 次第に事件の背景を知るに至り、同少佐は国軍に失
- き叫ぶようになった(マルロ氏インタビュー、二〇一三年二 問により精神に異常を来し、兵士の制服を見るとおびえて泣 れた。このときマルロ氏とともに拘束された友人は、この拷 どの暴行を受けたほか、被害者同士で殴り合うことを強要さ 小分区司令部において、 被害者マルロ氏は、最初に拘束された陸軍北ジャカルタ 殴る蹴る、 たばこの火の押しつけな
- 拘束された被害者たちの体験については、Subhan &

Gunawan 2004 を参照。

062

- 新秩序体制設立の功績者であっても、現政権に刃向かう者は とが現実的ではないなか、この二人が逮捕者として選ばれた10 多くの有力者を含む「白書」作成者の全員を逮捕するこ ファトワ氏とのインタビュー、二〇一三年九月一三日)。 許さないというメッセージを発するためである(A・M・ 将については、たとえスハルト大統領のかつての同僚であり から、それに対する見せしめとしてであり、ダルソノ退役中 動を続け、 ことには、象徴的な意味があったと、A・M・ファトワ氏自 身は見ている。ファトワ氏は、長年政府の政策に批判的な活 数度の逮捕を経験しても活動をやめなかったこと
- れ、同様に社会から疎外されていった。 さらにその家族も、「元共産党員の家族」という烙印を押さ 二八日)。逮捕者は、釈放後も教育・就労の機会を奪われた。 被害者ワフユディ氏とのインタビュー(二〇一三年二月
- **\*** 12 三年二月一九日)。 被害者の娘ワンマイェティ氏とのインタビュー(二〇一

望し一九八七年に退役の道を選んだ(Komisi Nasional Hak

Asasi Manusia 2003: 23 ; Harian Tempo 2000. 5. 7)  $^{\circ}$ 

- \* 13 九日)。この基金に登録するまで、ワンマイェティが知って13 ワンマイェティ氏とのインタビュー(二〇一三年二月一 いる被害者は隣人男性一人のみであった。
- \* 14 を通じ、より独立した地位とより広い権限が付与された。し ルト体制下の人権侵害に深い懸念を表明したことへの対応と ば疑問が呈されている。 かし国家権力からの自立性については現在に至るまでしばし して、当時の政府が設置した機関である。民主化後は法改正 国家人権委員会は、一九九三年、国連人権委員会がスハ

- 声明の全文は、Fatwa 2005: 229-231を参照。
- **\*** 16 体制の公式説明を繰り返しただけだったが、KP3Tからルダニは、KP3Tの調査に対し、同事件に関するスハルト する指摘もある(Kompas 2000. 6. 19)。 設立された当初から、密かに国軍との調整が行われていたと 書、"Nomor 104/BAP/KP3T/V/00")。そもそもKP3Tが は、被害の実態や責任の所在について突っ込んだ質問は何一 不徹底であった。事件当時、国軍総司令官だったベニー つなされなかった(ベニー・ムルダニに対するKP3T調 (Fatwa 2005: 122)、他方で、国軍関係者に対する聞き取 りの際、加害者との和解を勧めるかのような発言をし 少なくとも一部のKP3Tメンバーは、被害者への聞き : 4 りは
- 民の証言について、「直接数えたわけではなく」、「印象と推 測に基づくものでしかない」と断じた。 文掲載)。この報告書は、犠牲者数が数百人に上るという市 Priok Tanggal 12 September 1984" (Fatwa 2005: 232-244 보숙 Penyelidikan dan Pemeriksaan Pelanggaran HAM di Tanjung 3 T 報告書"Ringkasan Eksektif dari Laporan
- 解剖の結果、その多くに銃弾を受けた痕跡が発見された (Tajuk, NO.18, Tahun III, p.30)  $^{\circ}$ の二ヶ所から一四人の遺体が発見され(Fatwa 2005: 131)、 トリ・ストリスノなどの証言に基づき、ジャカルタ市内
- 全氏名のリストは、ELSAM (2003a: 5) を参照。 再調査チームが責任を問うべき国軍関係者として挙げた
- 家を提供することを約束した。さらに、一九九九年一月 トリは、被害者の一部を自宅に招待し金銭を与えたほ

- 氏に対するKP3T調書、Nomor: 052/BAP/KP3T/111/00)。 する声明を発表した(Fatwa 2005: 110)。 に関して個々の国軍メンバーの責任を問うことはできないと この結果、被害者と家族五二名は、一九九九年五月に、事件 は、被害者らに議席を与えることも約束した(ベニー・ビキ に設立されたばかりだった正義統一党の幹部であったトリ
- た日付に由来する。この基金はインドネシア民主化後に、タ <u>2</u>1 による基金への接近が始まり、二〇〇一年の「和解」成立後 廷の実施が決まったころから、事件に関与した国軍関係者ら 亡人デウィ氏が中心となって設立した被害者団体であり、 (KontraS 活動家ダウド氏とのインタビュー、二〇一三年九 の提供などが行われ、両者の関係はより緊密になっていった には、裁判で被告となっている軍関係者から金銭やトラッ ○○人以上に上る被害者とその家族が参加していた。人権法 ンジュンプリオク事件の被害者数名と、アミル・ビキ氏の未 九月一二日基金の名は、タンジュンプリオク事件の起き ク
- **\*** 22 や被害者の権利に関する知識を持っておらず、「和解」の意生んだ(Kompas 2001. 3. 16)。被害者の多くは、法的手続き 後に一部の被害者が「和解」の意思を撤回するという事態を るものなのか否か、この時点では曖昧なままに残され、双方 味、および現金と引き替えに要求されることを熟考して に明確な合意があったわけではなかった。その食い違いは、 ただし、この「和解」が法的手続きによる解決を放棄す 11
- ある被害者は、その際の現金の配分について、「それま

四日)。 述べた(ワンマイェティ氏インタビュー、二○一三年九月一述べた(ワンマイェティ氏インタビュー、二○一三年九月一で声高に主張してきた被害者ほど、高額を渡されていた」と

(Kompas 2001. 3. 16)。

\*24 ただし表向きには、「和解」に金銭授受が伴うことは明

\*25 KontraS活動家ダウド氏とのインタビュー(二〇一三年九月一六日)。トミー・スハルトとの会談に参加したベニー・あって、スハルトは関与していないと述べたという(ベニー・あって、スハルトは関与していないと述べたという(ベニー・との大学のでは、このときトミーが、タンビュー(二〇一三年)という。

\*26 当時のアクバル・タンジュン国会議長は、タンジュンプリオク事件に関する国会の最終判断について、事件の被害者があるA・M・ファトワ国会副議長にほぼ一任していたため、ファトワ副議長は「当然のこととして」人権法廷を開く方針を推し進めた(A・M・ファトワ氏とのインタビュー、
古〇一三年九月一三日)。

をも定めた。 \*27 この大統領決定は同時に、東ティモール人権法廷の設置

ちと再度の和解合意を結んだ。さらにトリは、この和解を根\*28 事件の被害者に理解を示して心を継いだラフマン検事総長のもとでの捜査は遅々として進まず、トリ・ストリスノ総長のもとでの捜査は遅々として進まず、トリ・ストリスノのはこれを好機と捉えてか、念押しするかのように被害者に理解を示していたバハルディン・ロパ検事

\* 9 支持人)リス、こつ、こは FI 5 AM 5003: Fi 10名の 2. 22)。 公表も取りやめるよう求めた(Kompas 2001. 9. 22)。 拠に、ラフマン検事総長に対し、捜査を中止し容疑者氏名の

064

\*29 被告人のリストについては ELSAM 2003a: 5を参照のこと。ベニー・ムルダニとトリ・ストリスノが被告から外れたで突発的に起きたものだ。トリ・ストリスノが被告から外れたずニは報告を受けてから現場に急行した」と述べ、この二人に命令責任は存在しないという見方を示した(Kompas 2003. に命令責任は存在しないという見方を示した(Kompas 2003. 2.11)。

\*30 和解に応じた被害者たちは、裁判当日になると、まずかった(KontraS 2008: 32)。

\*31 和解組の被害者による証言変更の具体例については、

\*32 被害者イルタ・スミトラ氏は、スリヤント被告の裁判で 証言を予定していたところ、現役の兵士が訪ねてきて、証言 内容を被告に有利なものへ変更するよう依頼し、引き換え に、金銭、バイク、および職の提供を申し出た。イルタ氏が これを拒絶すると兵士は去って行った。さらに次の機会に は、すでに和解に応じた別の被害者がやってきて、「理想主 義を気取るのはやめろ」と言い、小切手を渡そうとした (Subhan & Gunawan 2004: 7)。

旅行に連れて行ってやる」などの甘言によって、被害者の証ア(数千円)払う。証言をやめれば家を買ってやる」、「バリ\*3 被告の関係者たちは、「前金として今すぐに数十万ルピ

二〇一三年二月二〇日)。

二月一四日)。 \*34 被害者ワンマイェティ氏とのインタビュー(二〇一三年

\*35 Summary Report KontraS: 7. 被害者マルロ氏は、「裁判の様子を述懐した(マル官たちも怯えていたと思う」と裁判の様子を述懐した(マル

二八日)。 二八日)。

氏は、 者を通し、入院中のユスロン氏の母親に直接二○○○万ルピ れ、その後スリヤント被告の裁判で証言席に座ったユスロン 受け取った。結局その二〇〇〇万ルピアで母親の手術が行わ や要求は一切なかったが、ユスロン氏はそれを一種の脅迫と 日)。そのような状況において突然、スリヤント被告が第三 う(ワンマイェティ氏インタビュー、二〇一三年九月一四 援していた人権擁護団体 KontraS に金銭援助を求めたが聞き ら」。この曖昧な発言に対し、裁判官からさらなる説明を求 日、私はこの場で証言することはできません。私が何を証言 から母を救ってくださったことに感謝しています。だから今 アを届けた。その際、スリヤント被告から裁判に関する伝言 いれられず、悲観して被害者仲間の前で涙を流していたとい ユスロン氏は当初、母親の手術費用に関し、被害者を支 証言内容の変更などを要求することなく、純粋な気持ち 次のように述べた。「われわれ家族は、 自分と(スリヤント)被告を傷つけるだけですか ユスロン氏は、「タンジュンプリオク事件で、 スリヤント氏

い施しを受けました」とだけ述べた(KontraS 2008: 15-16)。私は凶悪な犯罪に遭いました。(そしてまた)私はありがた

\* Transkrip Keterangan Putusan Terdakwa Soetrisno Mascung Tanggal 20 Agustus: 9.

\*39 Putusan Nomor 04.HAM/Ad Hoc/23/Pengadilan HAM Jakarta Pusat: 17.

\*40 KontraS活動家ダウド氏とのインタビュー(二〇一三年二月二〇日)。このような結果となったことについて、和解を拒否して裁判で証言台に立ったマルロ氏は、「買収されたを拒否して裁判で証言台に立ったマルロ氏は、「買収されたのにはまだ自尊心はある」と表現した(マルロ氏とのインタビュー(二〇一三年

\*41 ダウド氏とのインタビュー(二〇一三年九月一六日)。

to http://www.laskarmerahputih.org/ askarmerahputih.org/

\*43 たとえば、二〇一三年四月にはジャカルタ西部で、裁判所命令に基づく土地差し押さえの執行を妨害したとして、LMPのメンバー一五八人が警察に逮捕されている。http://us.metro.news.viva.co.id/news/read/405620-polisi-telusuri-pihak-yang-sewa-laskar-merah-putih

ダウド氏とのインタビュー(二〇一三年九月一六日)。w-yang-sewa-taskar-meran-puun

**\*** 45 軍による人権侵害問題について積極的な活動を続けており、 たものの、 タンジュンプリオク事件の被害者のことも一貫して支援し続 かうガル た人物であったが、 の暗殺事件によりさらに決定的となった。 この無力感は、 裁判では黒幕は明らかにされないままであった。 ダ機内で毒殺された。諜報機関の関与が疑われ 人権擁護団体 KontraS の中心人物ムニル 二〇〇四年九月七日、 ムニル氏は、 オランダ留学に 玉

- Fatwa, A. M. (2005) Pengadiln HAM Ad Hoc Tanjung Priok: Jakarta: Dharmapena. Pengungkapan Kebenaran untuk Rekonsiliasi Nasional,
- KontraS (2008) Reproduksi Ketidakadilan Masa Lalu: Catatan Jakarta: KontraS. Perjalanan Membongkar Kejahatan HAM Tanjung Priok
- Subhan, S. D. & FX Rudy Gunawan eds. (2004) Mereka Bilang Jakarta: KontraS. di Sini Tidak Ada Tuhan: Suara Korban Tragedi Priok,
- Tapol (2002) Islam Diadili: Mengungkap Tragedi Tanjung Priok, Jakarta: TePLOK Press

- ELSAM (2003a) Progress Report #1: Pengadilan Tanjung Priok HAM
- ELSAM (2003b) Progress Report #2: Monitoring Pengadilan Hak Asasi Manusia Kasus Tanjung Priok.

- ELSAM (2003c) Progress Report #3: Monitoring Pengadilan HAM Ad Hoc Tanjung Priok
- Komisi Nasional Hak Asasi Manusia (2003) Laporan 5 Subtim Nasional Hak Asasi Manusia. Kajian Tim Pengkajian Pelanggarran HAM Soeharto Komisi
- KontraS (作成年不明) Summary Report Kontras Pengadilan HAM adhoc Tanjung Priok 1984.

### KP3Tによる調書

- Nomor: 052/BAP/KP3T/111/00 (ベコー・ビキ)
- Nomor: 104/BAP/KP3T/V/00 (ベニー・ムルダニ)

### 判決文など

- Putusan Nomor 04.HAM/Ad Hoc/23/Pengadilan HAM Jakarta Pusat.
- Transkrip Keterangan Putusan Terdakwa Soetrisno Mascung Tanggal 20 Agustus (ELSAM).

### 新聞・雑誌

- D & R (1998) Tanjungpriok, 14 Tahun yang Lalu (27 Juli).
- Harian Tempo (2000) Jejak Try (7 Mei) dan Benny di Tanjung Priok
- Kompas (1984) Penjelasan Resmi Pangkopkamtib tentang Peristiwa Priok (14 September)
- Kompas (1998) Korban Kasus Tanjungpriok Berunjuk Rasa Komnas HAM (20 Juni).
- Kompas (1998) F-PP Usulkan Tim Pencari Fakta Peristiwa Tanjung Priok (11 Juli)

- Kompas (1998) Usut Tuntas Kasus Tanjungpriok, Lampung. dan Aceh (2 September).
- Kompas (2000) Rekomendasi KPP HAM Priok: Priksa Seluruh Personel yang Terlibat (17 Juni).
- Kompas (2000) Komnas HAM Lakukan Skandal Politik dan Hukum (19 Juni)
- Kompas (2000) Korban Tanjungpriok Tolak Hasil KPP HAM
- Kompas (2001) Try Sutrisno dan Keluarga Korban Tanjung
- Kompas (2001) Try Sutrisno Kembali Berdamai dengan Priok Bertemu Presiden (16 Maret)
- Kompas (2003) Surat Dakwaan Kasus (11 Februari) Tanjung Priok Selesai

Korban Tanjung Priok (22 September).

Tajuk (2000) Tragedi Tanjung Priok, Enam Belas Tahun Kemudian (26 Oktober)

http://us.metro.news.viva.co.id/news/read/405620-polisihttp://www.laskarmerahputih.org/(二〇一四年一月一〇日閲覧) 二月二〇日閲覧) telusuri-pihak-yang-sewa-laskar-merah-putih (100)三年

### ●著者紹介●

- ①氏名……今村祥子(いまむら・さちこ)。
- ②所属・職名……大阪市立大学文学部都市文化研究セン タ

1

- ④専門分野・地域……比較政治・インドネシア現代政治。③生年・出身地……一九七一年、横浜。
- ⑤学歷……東京大学大学院法学政治学研究科(比較政治専攻)単 位取得退学。
- ⑥職歷……同志社大学非常勤講師
- ⑦現地滞在経験……インドネシア(二○○○~○二年、 〇五年)。 1100四
- ⑧研究手法……インタビュー、 参与観察
- ⑨所属学会……アジア政経学会、 日本比較政治学会
- ⑩研究上の画期……スハルト体制の崩壊。当分崩れそう と感じていた体制が脆く壊れたことに大きな驚きを覚えた んにな